

生徒心得（生徒手帳より抜粋）

真理を究め、技術を身につけ、友情を深めよう。健康で明朗快活、勇気を持ってことにあたろう。自由と平和を愛し、民主的な学校としよう。

(1)学校内外の生活心得

「学校の諸規律を守り、秩序ある生活態度をつくろう。」

- ① 鹿屋工業高校生としての自信と誇りを持って行動しよう。
- ② あいさつをしっかりとしよう。
- ③ 所持品には記名し、貴重品はクラスの貴重品袋等を利用しよう。また、学習に不要なものを持参しないこと。
- ④ 不要なお金を校内に持ち込まず、持ち込んだお金はしっかり管理しよう。
- ⑤ 自転車・単車には施錠をしっかりとしよう。自転車は2重ロックが望ましい。
- ⑥ 集合は無言で敏速に行動しよう。
- ⑦ 登校は、8：20分までに教室に入り、朝読書や授業の準備をしよう。
- ⑧ 登校後の外出は原則として認めない。外出する際は、担任の許可を得て生徒手帳に記入し、外出する。用事がすみ次第すみやかに帰校し、担任に届け出る。
- ⑨ 生徒間の暴力、いじめ等の行為は絶対にしない。また、金銭貸借は厳に慎もう。
- ⑩ 交通マナーを守り、事故違反のないよう注意し、交通道徳を高めよう。
- ⑪ 購買部の利用は、3時限目休み時間以降とし、昼食弁当の予約は2時限目休み時間にす。尚、飲食については教室または購買部前のベンチのみ可とする。また、校外へは許可なく外出してはならない。
- ⑫ 校内の美化活動、清掃に各自責任を持って積極的に取り組もう。
- ⑬ 公共物を大切にしよう。破損したときは、担任または事務室に届けること。
- ⑭ 余暇を善用し、健全なレクリエーション、読書等で趣味や教養を深めよう。

(2)考查時の心得

- ① 筆記用具以外のものは教室の前後方に置き、机の上、中、側に置かない。
- ② 物品の貸借をしない。
- ③ 下敷きの使用は禁止。
- ④ 不正行為および不正と疑われる行為を禁止する。
- ⑤ 時間内の答案の提出および退室は認めない。
- ⑥ その他、監督の先生の指示には素直に従うこと。

(3) 服装, 生活, 交通諸内規

A 服装等

服装は、個人の人格と教養を象徴するものであるから端正にして簡素で、しかも清潔でなければならない。

1. 制服

(1) 本校指定（別図参照）のものを着用すること。

◎制服は、手を加えないこと。

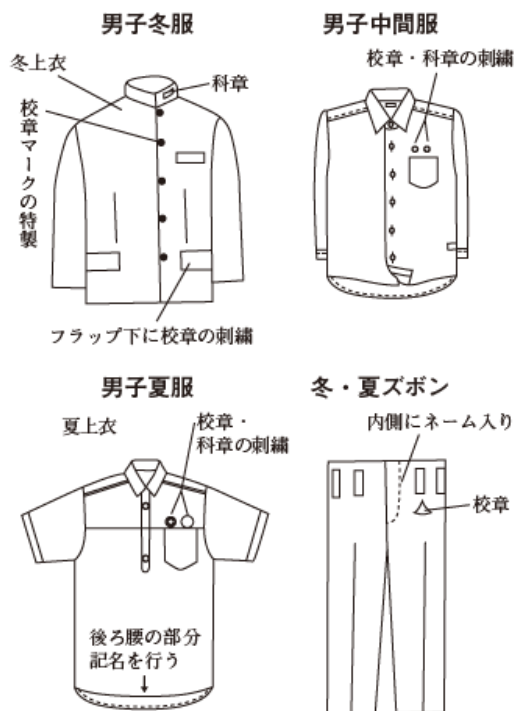
女子生徒のスカート裾はひざがしらより上にあってはならない。

(2) 靴下の色は、白・紺・黒色・グレー（ワンポイント可）※男女共通にする。ハイソックスは紺と黒色（ワンポイント可）、ストッキング・タイツは黒・ベージュ（模様は全て禁止）とし、ルーズソックス・レッグウォーマー等は禁止する。ハイソックスの長さはひざ下までとする。

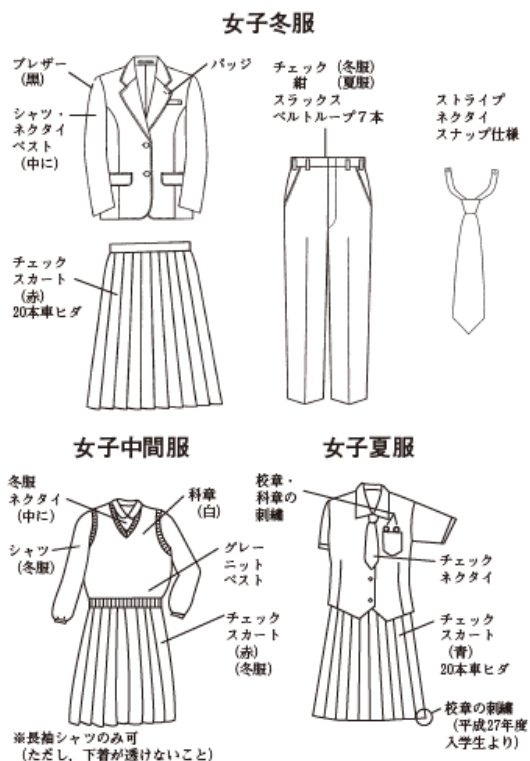
(3) その他

- ① 女子生徒の中間服については長袖シャツのみも認める（ただし、下着が透けないこと）。
- ② 校内での防寒具の着用は認めない。

男子制服



女子制服



2. 通学靴

通学靴は、機能性・安全性を考慮し下地が白・黒・紺とし片側4穴以上のひもつき（マジックテープは可とする）とする。（踝が見える形状とし、ハイカットシューズ禁止）靴ひもについては、白・黒・紺の単色とする。ただし、正課の体育時に使用する運動靴でもかまわない。革靴の色は黒とし、ローファーは認める。

3. ベルト

黒・茶または紺色のものとし、派手なものは禁止する。

4. 装飾品等について

化粧、ピアス、指輪、マニキュア、その他の装飾品は付けない。入れ墨は絶対にしないこと。

5. 頭 髪

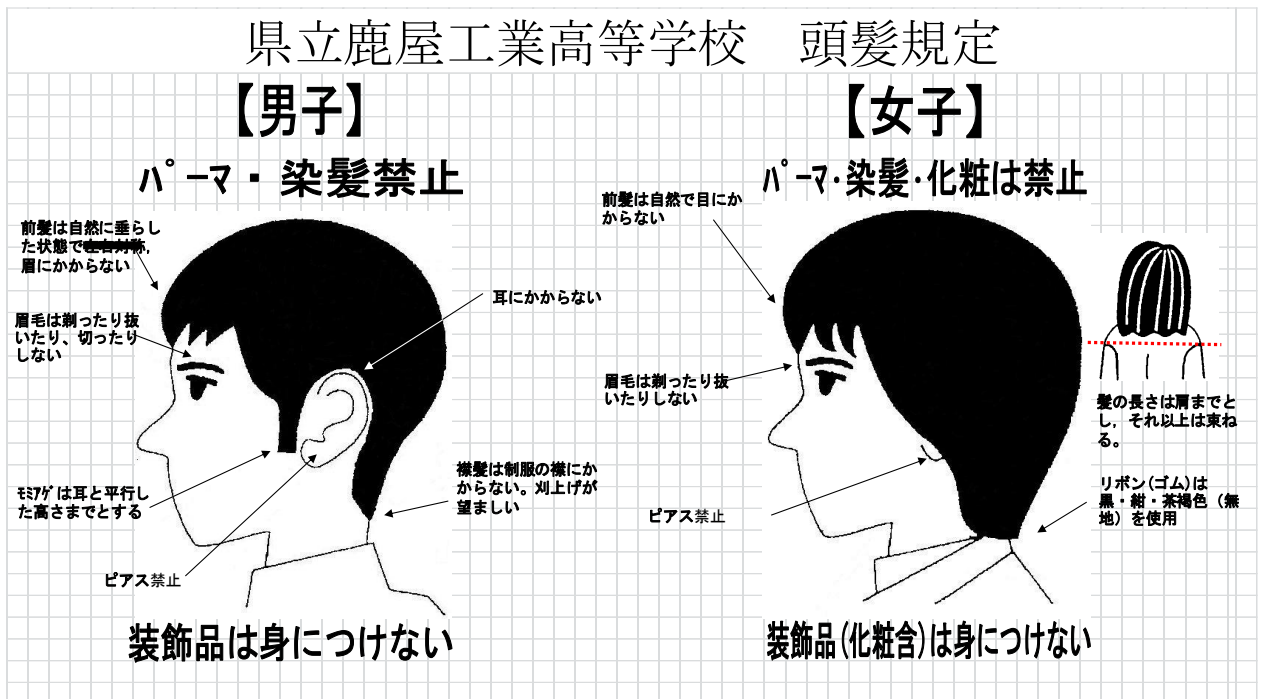
(1) 頭髪は鹿屋工業高校生らしい髪型とし次の事項を守る。

【男 子】

- 細則 1 前髪は自然に垂らした状態で、眉にかからない長さとする。
- 細則 2 横髪は耳にかからない長さとする。
- 細則 3 襟髪は制服の襟にかからない長さとする。刈上げが望ましい。
- 細則 4 もみあげは耳と平行にした高さまでとする。
- 細則 5 次の髪型は厳禁する。
 - ① パーマ等の特異な髪型、染色、脱色した髪等。
 - ② 額や眉毛のそり込みや抜く行為。
- 細則 6 くし以外の整髪器具類および整髪剤は持参しない。

【女 子】

- 細則 1 前髪は自然な形で、目にかからない。および眉には手を加えない。
- 細則 2 髪の長さは肩までとし、それ以上は束ねる。リボン（ゴム）は黒、紺、茶褐色（単色）のものを使用する。
- 細則 3 髪は自然のままの状態とし、パーマ、染色、脱色をしない。また、特異な髪型は厳禁する。
- 細則 4 くし以外の整髪器具類および整髪剤は持参しない。



本校の頭髪指導は、上記を基準としています。
遵守するよう各自が心がけて下さい。

(2) 風紀検査として次のことを守る。

- ① 定期的に風紀委員は、担任立ち会いのもと頭髪検査を実施する。
- ② 検査不合格者は、再検査を受ける。欠席者についても同様とする。

6. その他

(1) カバンについて

- ① 黒の学生カバンまたは、肩掛け型、両肩かけ型とする。
学校推奨のカバンが望ましい。
- ② 登下校の安全を確保できるものでなければならない。

(2) 携帯電話について

- ① 校内への持ち込みは許可制とする。
- ② 校内での使用は厳しく禁止する。
- ③ 電源は常に切っておく。

B 生 活 等

1. 無断外泊，夜間外出，深夜徘徊はしない。
2. ゲームセンター，パチンコ店以外のカラオケボックス（土・日・祝祭日・長期休業中は認める。また，平日は，保護者同伴に限る）など遊技場への出入りやネットカフェへの出入りはしない。
3. 飲酒，喫煙，薬物等の使用は，法に定めているとおり厳禁する。（※同席も指導の対象とする。）
4. 暴力，暴言，恐喝（たかり），万引き，窃盗，性の逸脱行為は，厳禁とする。
5. 日常のアルバイトは，原則として禁止する。（経済的事由があれば審議する。）但し，新聞配達，牛乳配達は所定の手続きで届けるものとする。長期休業中のアルバイトも所定の手続きで届け出，終了報告書を必ず提出する。（制限条件有り）